



福岡医発第376号(地)
平成21年 5月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

新型インフルエンザの国内発生に伴うサーベイランスの強化について

今般、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザ患者の発生が確定されたことを受け、当分の間、感染症発生動向調査事業におけるインフルエンザの病原体サーベイランスを強化する旨、福岡県保健医療介護部より別紙のとおり通知がありました。

本件により、病原体サーベイランスにつきましては、病原体定点39医療機関を対象に実施しておりますが、インフルエンザについては、当分の間、全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）が対象となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下のインフルエンザ定点医療機関のご協力が得られますようご高配方お願い申し上げます。

なお、定点医療機関に対しては、本会より直接通知しておりますが、新型インフルエンザ疑似症例等の保健所の報告につきましては、定点医療機関に限らず全ての医療機関が対象となることにご留意下さい。

記

【インフルエンザの検体検査について】

1. 対象医療機関

感染症発生動向調査事業における、全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）

2. 検体採取対象者

インフルエンザと診断され、かつ、インフルエンザ診断迅速キットでA型陽性の者

3. 検査依頼

迅速診断キットでA型と判明した時点で、検体を採取する前に、最寄りの保健所へ連絡する。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

福岡県医発第 375 号（地）
平成 21 年 5 月 18 日

各定点観測医療機関長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
（公印省略）

新型インフルエンザの国内発生に伴うサーベイランスの強化について

今般、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザ患者の発生が確定されたことを受け、当分の間、感染症発生動向調査事業におけるインフルエンザの病原体サーベイランスを強化する旨、福岡県保健医療介護部より別紙のとおり通知がありました。

本件により、病原体サーベイランスにつきましては、病原体定点 39 医療機関を対象に実施しておりますが、インフルエンザについては、当分の間、全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）が対象となりますので、貴医療機関におかれましても本件についてご了知いただき、新型インフルエンザの県内発生及びまん延防止のために、何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、検体検査のサーベイランスの強化については下記のとおりですが、新型インフルエンザ疑似症例等の保健所の報告につきましては、全ての医療機関が対象となります。現在の症例定義及び届出様式につきましては別紙 1・2 をご参照下さい。

記

【インフルエンザの検体検査について】

1．対象医療機関

感染症発生動向調査事業における、全てのインフルエンザ定点医療機関（小児科定点を含む）

2．検体採取対象者

インフルエンザと診断され、かつ、インフルエンザ診断迅速キットで A 型陽性の者

3．検査依頼

迅速診断キットで A 型と判明した時点で、検体を採取する前に、最寄りの保健所へ連絡する。

「公印省略」

21 保衛第 410 号
平成 21 年 5 月 16 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(感染症係)

インフルエンザの検体検査について

感染症予防行政について日頃からご尽力いただき、感謝申し上げます。

このたび、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザの患者の発生がみられたことから、当分の間、感染症発生動向調査事業におけるインフルエンザの病原体サーベイランスを下記のとおり強化いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

つきましては、対象の定点医療機関に周知をお願いします。

記

1 対象医療機関

感染症発生動向調査事業における、全てのインフルエンザ定点医療機関(小児科定点を含む)

2 検体採取対象者

インフルエンザと診断され、かつ、インフルエンザ診断迅速キットで A 型陽性の者

3 検査依頼

迅速キットで A 型と判明した時点で、検体を採取する前に、もよりの保健所へ連絡する

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 1 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 新型インフルエンザ対策担当者御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局

新型インフルエンザのサーベイランスの強化について

標記について、今回の兵庫県の事例を踏まえ、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザの患者の発生がみられたことから、下記のサーベイランスを追加することとしましたので、ご留意願いたい。

記

- 1 . 軽症、重症にかかわらず、集団内（集団行動をしている者、家族など）で、インフルエンザが続発している場合には、診断した医師から、所管の都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）に報告するよう、徹底すること。
- 2 . 重症（続発性の肺炎など）のインフルエンザが発生している場合にも、診断した医師から、都道府県等に報告するよう、徹底すること。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 5 月 1 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザのサーベイランスの強化についての Q & A

新型インフルエンザのサーベイランスの強化についてお願いをさせていただいたところですが、疑義照会が多い事項について Q & A の形にまとめましたので参考までに送付いたします。

サーベイランスの強化の事務連絡についての Q&A

Q 症例定義が変わったのですか？

A 今回の神戸のケースを受けて、国内発生ของサーベイランスを強化するためのもので、症例定義が変わったわけではありません。法に基づく届け出については、従来通りおこなってください。

Q 報告の書式はあるのか

A 現時点においてはありません。形式を問わず、事務連絡の内容に該当する事例については、都道府県において把握するようお願いします。

Q 報告は定点ですかもしくは全数ですか？

A 該当の事例については、全医療機関に対して報告をお願いしています。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-time PCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-time PCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、かつ次のア)イ)ウ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)7日以内に、感染可能期間内*2にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)7日以内に、新型インフルエンザウイルス(新型インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ)7日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状:

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

(備考)

診断の際には、新型インフルエンザの流行情報、インフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴などの情報を把握することが有用である。

新型インフルエンザ発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型				
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢（0歳は月齢） 歳（ か月）	6 当該者職業
7 当該者住所 電話（ ） —				
8 当該者所在地 電話（ ） —				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） —			

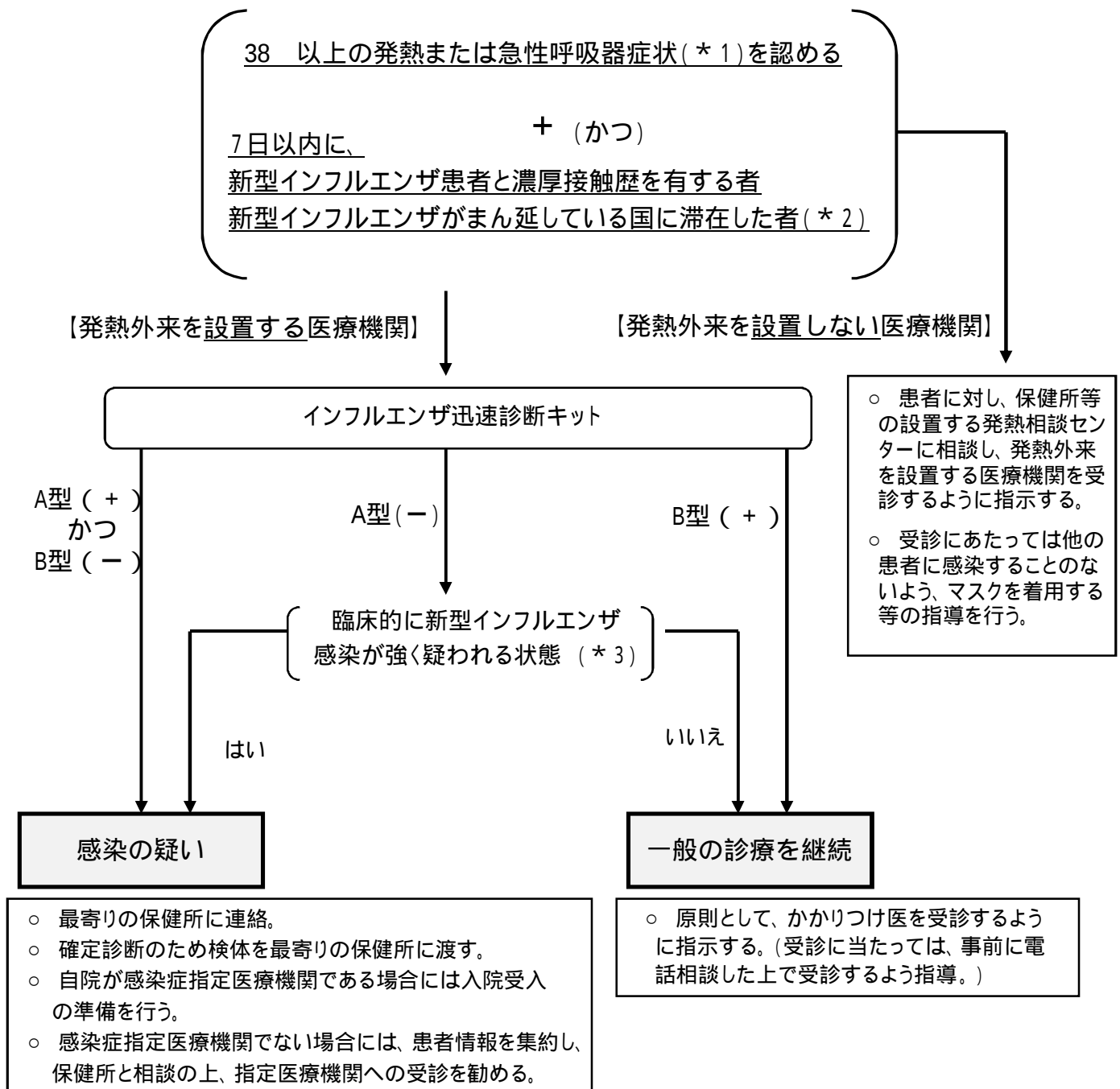
11 症 状	・38℃以上の発熱 ・38℃未満の発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・嘔吐 ・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物・動物の種類・状況： ） 3 その他（ ） ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国、 詳細地域 滞在期間等 3 不明
	12 診 断 方 法 ・インフルエンザ迅速診断キットA型（陽性・陰性） ・インフルエンザ迅速診断キットB型（陽性・陰性） ・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・検体から直接のPCR法等による病原体遺伝子の検出 検査法：RT-PCR法・Real-time PCR法・Lamp法・その他（ ） 検体：鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・ペア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ）	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案※）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ

このフローチャートは診断を補助するための簡易版です。正確な診断のためには、必ず厚生労働省が示す新型インフルエンザ症例定義を参照してください。また、症例定義は随時更新されることから、最新のものを入手するようにしてください。



* 1: 「急性呼吸器症状」とは、少なくとも以下の(ア)～(エ)のうち少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう。
(ア) 鼻汁もしくは鼻閉 (イ) 咽頭痛 (ウ) 咳 (エ) 発熱または、熱感や悪寒

* 2: 国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定める。メキシコ アメリカ(本土) カナダ (5月5日14:00 最終更新)
今後の状況に応じて、更新されるので、要確認。
URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

* 3: 「臨床的に新型インフルエンザ感染が強く疑われる状態」とは、患者の疫学的背景や臨床経過、症状等を勘案し、医師の判断によるものとする。
なお、「感染疑い」とするには、他の疾患を除外する等、十分に慎重な判断が必要。

新型インフルエンザ発生時の患者検体検査及び患者発生届の流れ

医療機関より新型インフルエンザ発症を疑わせる患者の通報あり

保健所は、通報医療機関と協議の上、疑似症例の定義に合致するか否かを判断

疑似症例と判断

保健所

1. 医師または保健所の医師は患者発生届を保健所に届ける
2. NESID(疑い症例調査支援システム、以下NESID)に疑似症として登録
3. 都道府県・地方感染症情報センター等を通じてFax等で厚労省および中央感染症情報センターに連絡
4. 病原体検査のために採取された検体を地方衛生研究所に搬入。検査依頼票をNESIDからダウンロードし検体に同封する(*1)。

地方衛生研究所

1. 当該検体を検査
2. NESIDに結果を登録
3. 保健所・都道府県等の本庁に結果を報告し、保健所は、連絡した医師に結果を通知

検査結果により新型インフルエンザ確定

保健所

1. 医師または保健所の医師は患者発生届を保健所に届ける
2. NESID上の疑似症例を確定例として訂正入力
3. Fax等により都道府県等の本庁・地方感染症情報センター、厚労省及び中央感染症情報センターに報告

地方衛生研究所

1. 国立感染症研究所へ検体を送付

国立感染症研究所・インフルエンザウイルス研究センター

1. 検査依頼を受けた検体について検査実施
2. 結果をNESIDに入力し、その旨、当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへFax等で通知する

*1 複数検体の場合には、検査依頼票と検体が照合可能なようにしておく